

平成28年2月18日
改正：令和2年5月21日
学長決定

国立大学法人筑波大学における組織としての 利益相反ポリシー

1. 趣旨

近年、産学連携活動が活発化するに伴い、大学が組織として当該活動に参加することが予測され、あるいは、実際に参加する事態も生じるようになった。

例えば、大学が学内で行われた研究成果に関して特許権等の知的財産権を保有しているときに、実施権を企業に許諾し、他方で、当該企業と大学との間で受託研究や共同研究の契約を締結するような場合である。当該企業が大学発ベンチャーである場合は組織としての利益相反の生じる可能性は一層大きくなる。

あるいは、大学が寄附金等の提供を受けている企業に関連する研究を所属教員が実施し、又は、大学と当該企業の間で受託研究や共同研究の契約を締結する場合なども、組織としての利益相反が生じ得る。

さらに、最近では、国立大学法人法（平成15年法律第112号）の改正により国立大学法人が特定研究成果活用支援事業に出資することが可能となるなど、組織としての利益相反マネジメントの必要性が高まっている。

このような国立大学法人を巡る状況の変化に対応して、本ポリシーでは、利益相反マネジメントのうち、特に組織としての利益相反ポリシーについて定めることを目的とする。

2. 組織としての利益相反の定義

(1) 大学における組織としての利益相反とは、大学又は大学のために意思決定を行う権限を有する学長、理事、副学長又は学術院長、学群長、総合学域群長、系長、附属図書館長、附属病院長若しくは附属学校教育局教育長等が外部から金銭的利益を得ていること又は外部の企業等と特別の関係にあることが、研究及び教育その他大学の活動に影響を及ぼすおそれのあること、又は影響を及ぼすおそれのあるように見えることをいう。

(2) 大学における組織としての利益相反には二つの局面があり、一つは、(a)大学自身が外部の企業等との間で特別の利益を保有している場合である。他の一つは、(b)大学のために意思決定を行う権限を有する者が外部の企業等との間で特別の利益を保有している場合である。後者の場合は、個人としての利益相反と大学（組織）としての利益相反が同時に生じていることになる（多重利益相反）。

3. 組織としての利益相反マネジメントの基本的考え方

(1) 利益相反マネジメントに共通する基本的考え方

利益相反マネジメントに関する基本的考え方として、事前の予防措置と外見の重視がある。すなわち、個人又は組織が外部との関係において特別の利益を保有していることと、それにより職務上の公正な判断がゆがめられることの間の因果関係を証明することの困難さから、利益相反マネジメントにおいては、事前の予防措置を重視するとともに、外部の通常人から見た場合に、その特別の利益が職務における公正な判断に影響を与えるおそれのあるように見えるときには、そうした外見だけで予防措置を講じなければならないとする。このことは、個人としての利益相反又は組織としての利益相反のいずれの場合にも共通している。

(2) 組織としての利益相反マネジメントの場合の特性

組織としての利益相反の場合は、仮に利益相反が実害をもたらした場合には、個人としての利益相反の場合に比べて、その影響は大きい。したがって、組織としての利益相反への対応としては、個人としての利益相反の場合よりも、より厳格なものとなるのが通常である。

(3) 教育面における配慮の重要性

大学の主要な活動である教育面においても、利益相反問題が生じるおそれがある。例えば学生・大学院生等の自由な意思に基づかない産学連携活動への参加や、特許等知的財産の保護のため、学生・大学院生等に長期間秘密保持を強制するなどといった事例が考えられる。これらの点については、産学連携活動等により、学生等の自由な活動を妨げることのないよう、日常の産学連携活動等において十分配慮しなければならない。

4. 組織としての利益相反への具体的な対応策

(1) 大学自身が外部との関係で特別の利益を保有している場合

大学が外部の企業等に対して知的財産権や株式等を保有している場合又は外部の企業等から寄附金等を受けている場合などに、当該企業等の物品を購入し、若しくは役務の提供を受け、又は当該企業等と受託研究若しくは共同研究等を実施するための契約を締結しようとするときは、大学の契約担当部局は、別に定めるところにより、利益相反アドバイザーに通報するものとする。

この場合において、利益相反アドバイザー若しくは利益相反委員会又は利益相反アドバイザリーボードの判断により、物品を購入し、若しくは役務の提供を受け、又は受託研究若しくは共同研究等を実施する場合の利益が、当該利益相反状況によりもたらされる不利益を大幅に上回るとされた場合には、当初計画どおり実施することができる。

なお、当初計画どおり実施する場合においては、大学自身が保有する特別の利益に関する情報を特別の事情のない限り公開するものとする。

また、企業等から一定金額を超える寄附金等（寄附者が個人名義のものを除く。）を受け

取った場合は、別に定めるところにより、関係部局において情報を共有するとともに、当該部局の研究倫理審査委員会又は利益相反委員会において、研究計画を審査する際には、研究者から自己申告のない場合にも、研究倫理審査の上で遺漏のないように必ず情報を確認するものとする。

(2) 大学のために意思決定を行う権限を有する者が外部の企業等との間で特別の利益を保有している場合

学長、理事、副学長又は学術院長、学群長、総合学域群長、系長、附属図書館長、附属病院長若しくは附属学校教育局教育長等（配偶者及び生計を一にする二親等内の親族を含む。）が外部の企業等から金銭的利益を得ている場合又は外部の企業等と特別の関係にある場合などに、大学が当該企業等の物品を購入し、若しくは役務の提供を受け、又は当該企業等と受託研究又は共同研究等を実施するための契約等を締結しようとするときは、当該意思決定を行う権限を有する者（専決者又は代理決裁者が決裁を行う場合には、当該者をいう。）は当該利益又は関係に関する情報を、別に定めるところにより、利益相反アドバイザーに通報するものとする。利益相反アドバイザーの対応は、上記（1）と同様である。

5. 利益相反委員会及び利益相反アドバイザリーボードへの報告・了承

利益相反アドバイザーは、上記4の（1）及び（2）の場合において、既に利益相反委員会又は利益相反アドバイザリーボードにおいて審議済みである場合を除いて、個別の案件の概要と具体的な対応策について、直近に開催される利益相反委員会及び利益相反アドバイザリーボードに報告し、その了承を得なければならない。

6. 利益相反に関する情報の公開

利益相反に関しては、大学においてできる限り情報公開に努めなければならない。利益相反委員会や利益相反アドバイザリーボードにおける審議結果についても個人のプライバシーとして尊重しなければならない事項を除いて公開するものとする。

7. 記録の保存期間

上記4の（1）及び（2）の案件に関しては、個別の案件の概要と具体的な対応策、並びに利益相反委員会及び利益相反アドバイザリーボードでの審議結果を含めて、当該案件の終了後少なくとも10年間関係書類を、利益相反・輸出管理マネジメント室において保存するものとする。

8. 施行日

このポリシーは、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令2.5.21学長決定）

（施行期日）

- 1 このポリシーは、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科の研究科長に係る第2項第1号及び第4項第2号の規定の適用については、このポリシーによる改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。